（住民の健康上の不安の解消を図るための事業）

第七条　法第三十三条第二項第二号への復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第六号までに掲げる事業にあっては、特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域（伊達市の区域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）又はこれらの事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。

一　個人線量管理・線量低減活動支援事業

二　相談員育成・配置事業

三　農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農業水利施設等保全再生事業（内閣総理大臣が定めるものに限る。）

四　生活環境向上支援事業

五　水道施設整備事業

六　放射線測定装置・機器等整備支援事業

（住民の帰還の促進を図るための環境を整備するために必要な事業）

第八条　法第三十三条第二項第二号トの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

三　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二項第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業

四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

五　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

六　法第三十三条第二項第二号イからヘまでに掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

七　その他内閣総理大臣が定める事業

（帰還環境整備交付金の配分計画の作成）

第九条　内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画をいう。第十一条第一項において同じ。）の提出を受けた場合は、帰還環境整備交付金（法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により帰還環境整備交付金交付担当大臣（同項に規定する帰還環境整備交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、帰還環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

（帰還環境整備交付金の交付の方法等）

第十条　帰還環境整備交付金の交付の事務は、帰還環境整備交付金事業等（法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「帰還環境整備交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2　避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の帰還環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3　帰還環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還環境整備交付金を交付するものとする。

4　前条及び前三項に定めるもののほか、帰還環境整備交付金の交付の対象となる事業又は事務、帰還環境整備交付金の交付の手続、帰還環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（帰還環境整備事業計画の実績に関する評価）

第十一条　避難指示・解除区域市町村等は、帰還環境整備事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　避難指示・解除区域市町村等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

別記様式第２の１（第４条関係）

認定申請書

年　月　日

福島県知事　殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名　　印

福島復興再生特別措置法第20条第１項に規定する認定を受けたいので、福島復興再生特別措置法施行規則第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1．個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

2．個人事業者の住所又は法人の本店若しくは主たる事務所の所在地

3．設立年月日（法人に限る。）

4．避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第２の１（別紙）（第４条関係）

避難解除等区域復興再生推進事業実施計画

1．避難解除等区域復興再生推進事業の目標

(1)　目標

(2)　提出企業立地促進計画に掲げる目標との関係性

2．避難解除等区域復興再生推進事業の内容及び実施期間

(1)　内容

(イ)　事業の名称

(ロ)　具体的な内容

(ハ)　事業を行おうとする所在地及び事業所名

(ニ)　事業の属する業種名

(2)　実施期間

3．避難解除等区域復興再生推進事業の実施体制

(1)　実施体制

(2)　避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する事項

(イ)　実施期間全体における設備投資予定額　　総計　　万円

(ロ)　年度別内訳